

入学料の免除または徴収猶予を希望される方へ

【専攻科 1 年生】

1. 制度について

入学料の免除または徴収猶予については下記のとおり、①高専機構による免除・徴収猶予と②日本学生支援機構修学支援新制度による免除の2種類があります。日本学生支援機構修学支援新制度の方が要件が緩いため、学資負担者が死亡された方や被災された方以外はこちらをご利用ください。

①高専機構による免除・徴収猶予

免除	以下のいずれかの条件を満たす場合は、選考の上、全額もしくは半額を免除します。 (1)入学前1年以内において、入学者の学資負担者が死亡した場合 (2)入学前1年以内において、入学者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難である場合 (3)上記理由に準じる場合で、校長が相当と認める事由がある場合
猶予	以下のいずれかの条件を満たす場合は、選考の上、徴収を猶予します。 (1)経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合 (2)入学前1年以内において、入学者の学資負担者が死亡した場合 (3)入学前1年以内において、入学者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難である場合 (4)その他やむを得ない事情があると認められる場合

※申請を検討されている方は、2/24(火)までに下記の連絡先へご相談ください。要件や提出書類について個別に確認いたします。

②日本学生支援機構修学支援新制度

授業料・入学金の減免と給付型奨学金がセットになった制度です。世帯収入や資産の要件、成績や学ぶ意欲の基準があります。詳しい基準等については日本学生支援機構のホームページをご確認ください。(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>)

また、令和7年度より多子世帯(子ども3人以上)の学生に対して、世帯収入等の条件に関係なく大学等の授業料・入学金の支援が実施されています。詳しい基準については文部科学省ホームページをご確認ください。(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/)

申請を希望される方は「修学支援新制度申請予定者向けの入学料徴収猶予申出書」をご提出ください。専攻科に進学される学生で本科生時に支援を受けていない方は4月の在学採用にて新規で給付型奨学金への申請、本科生時に支援を受けていた方は日本学生支援機構へ「継続願」の提出(後日こちらから対象者へご連絡します)が必要です。

2. 書類の提出について

- ①高専機構による免除・徴収猶予を希望される方は個別に連絡をいただいた際にお伝えします。
- ②日本学生支援機構修学支援新制度による免除を希望される方は本校ホームページ掲載【入学希望の皆様へ】→【入学案内】→【入学料免除・徴収猶予】の「修学支援新制度申請予定者向けの入学料徴収猶予申出書」を入学手続き資料に同封してください。

佐世保工業高等専門学校
学生課生活支援係
TEL/FAX 0956-34-8420/8425
E-mail seikatsu@sasebo.ac.jp